

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 有明海再生・環境課

法令名	土壤汚染対策法	法令の番号	平成 1 4 年法律第 5 3 号				
不利益処分の種類	土壤汚染状況調査の命令（法第 4 条）	根拠条項	第 4 条第 3 項				
処分基準	<p>○土壤汚染対策法第 4 条第 3 項 （土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査） 都道府県知事は、前項の規定による土地の形質の変更の届出を受けた場合において、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当すると認めるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、前条第 1 項の環境大臣又は都道府県知事が指定する者（以下「指定調査機関」という。）に同項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。</p> <p>○ 環境省令で定める基準（土壤汚染対策法施行規則第 2 6 条） 法第 4 条第 3 項の環境省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。 1 土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが明らかである土地であること。 2 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地であること。 3 特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地であること。 4 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をその施設において貯蔵し、又は保管する施設（特定有害物質を含む液体の地下への浸透の防止のための措置として環境大臣が定めるものが講じられている施設を除く。）に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地であること。 5 前 3 号に掲げる土地と同等程度に土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないおそれがある土地であること。</p> <p>※ 規則第 3 1 条第 1 項（法第 6 条第 1 項第 1 号の環境省令で定める基準） 法第 6 条第 1 項第 1 号の環境省令で定める基準のうち土壤に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を第 6 条第 3 項第 4 号の環境大臣が定める方法により測定した結果が、別表第 4 の上欄に掲げる特定有害物質の種類の違いに応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当することとする。</p>						
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	有明海再生・環境課	交付機関	有明海再生・環境課	目次

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 有明海再生・環境課

法令名	土壌汚染対策法	法令の番号	平成14年法律第53号				
不利益処分の種類	土壌汚染状況調査の命令（法第4条）	根拠条項	第4条第3項				
処分基準	別表第4 特定有害物質の種類 要件						
	上欄	下欄					
	カドミウム及びその化合物	検液1リットルにつきカドミウム0.003ミリグラム以下であること。					
	六価クロム化合物	検液1リットルにつき六価クロム0.05ミリグラム以下であること。					
	クロロエチレン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。					
	シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。					
	シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。					
	チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。					
	四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。					
	一・二ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下であること。					
	一・一ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下であること。					
	一・二ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下であること。					
	一・三ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。					
	ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。					
	水銀及びその化合物	検液1リットルにつき水銀0.0005ミリグラム以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。					
	セレン及びその化合物	検液1リットルにつきセレン0.01ミリグラム以下であること。					
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。						
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。						
対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	有明海再生・環境課	交付機関	有明海再生・環境課	目次NO	- 2

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 有明海再生・環境課

法令名	土壌汚染対策法	法令の番号	平成14年法律第53号
不利益処分の種類	土壌汚染状況調査の命令（法第4条）	根拠条項	第4条第3項

処分基準	別表第4 特定有害物質の種類 要件	
	上欄	下欄
	一・一・一—トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下であること。
	一・一・二—トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。
	トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
	鉛及びその化合物	検液1リットルにつき鉛0.01ミリグラム以下であること。
	砒素及びその化合物	検液1リットルにつき砒素0.01ミリグラム以下であること。
	ふっ素及びその化合物	検液1リットルにつきふっ素0.8ミリグラム以下であること。
	ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
	ほう素及びその化合物	検液1リットルにつきほう素1ミリグラム以下であること。
	ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。	
<p>※ 規則第31条第2項（法第6条第1項第1号の環境省令で定める基準）                  法第6条第1項第1号の環境省令で定める基準のうち土壌に含まれる特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を第6条第4項第2号の環境大臣が定める方法により測定した結果が、別表第5の上欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当することとする。</p>		

対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	有明海再生・環境課	交付機関	有明海再生・環境課	目次	— 3 NO
------	-----------------------	------	-----------	------	-----------	----	-----------

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 有明海再生・環境課

法令名	土壌汚染対策法	法令の番号	平成14年法律第53号				
不利益処分の種類	土壌汚染状況調査の命令（法第4条）	根拠条項	第4条第3項				
処分基準	別表第四 特定有害物質の種類 要件						
	上欄	下欄					
	カドミウム及びその化合物	土壌1キログラムにつきカドミウム150ミリグラム以下であること。					
	六価クロム化合物	土壌1キログラムにつき六価クロム250ミリグラム以下であること。					
	シアン化合物	土壌1キログラムにつき遊離シアン50ミリグラム以下であること。					
	水銀及びその化合物	土壌1キログラムにつき水銀15ミリグラム以下であること。					
	セレン及びその化合物	土壌1キログラムにつきセレン150ミリグラム以下であること。					
	鉛及びその化合物	土壌1キログラムにつき鉛150ミリグラム以下であること。					
	砒素及びその化合物	土壌1キログラムにつき砒素150ミリグラム以下であること。					
	ふっ素及びその化合物	土壌1キログラムにつきふっ素4000ミリグラム以下であること。					
ほう素及びその化合物	土壌1キログラムにつきほう素4000ミリグラム以下であること。						
対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	有明海再生・環境課	交付機関	有明海再生・環境課	目次NO	- 4

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 有明海再生・環境課

法令名	土壌汚染対策法	法令の番号	平成14年法律第53号
不利益処分の種類	土壌汚染状況調査の命令（法第4条）	根拠条項	第4条第3項
処分基準	<p>（参考）</p> <p>規則第6条</p> <p>第6条 調査実施者は、第4条第3項の規定により試料採取等の対象とされた単位区画（以下「試料採取等区画」という。）の土壌について、次の各号に掲げる試料採取等対象物質に応じ、当該各号に定める試料採取等を行うものとする。</p> <p>一 第一種特定有害物質 土壌中の気体の採取及び当該気体に含まれる特定有害物質の種類ごとの量の測定（以下「土壌ガス調査」という。）</p> <p>二 第二種特定有害物質 土壌の採取及び当該土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の種類ごとの量の測定（以下「土壌溶出量調査」という。）並びに土壌の採取及び当該土壌に含まれる特定有害物質の種類ごとの量の測定（以下「土壌含有量調査」という。）</p> <p>三 第三種特定有害物質 土壌溶出量調査</p> <p>2 土壌ガス調査の方法は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 試料採取等区画の中心（第3条第1項の規定により調査実施者が把握した情報により、当該試料採取等区画において基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあつては、当該部分における任意の地点。以下「試料採取地点」という。）において、土壌中の気体（当該試料採取地点における土壌中の気体の採取が困難であると認められる場合にあつては、地下水）を、環境大臣が定める方法により採取すること。</p> <p>二 前号の規定により採取した気体又は地下水に含まれる試料採取等対象物質の量を、環境大臣が定める方法により測定すること。</p>		
	対 応 区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理 機関

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 有明海再生・環境課

法令名	土壌汚染対策法	法令の番号	平成14年法律第53号		
不利益処分の種類	土壌汚染状況調査の命令（法第4条）	根拠条項	第4条第3項		
処分基準	<p>3 土壌溶出量調査の方法は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 試料採取地点の汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ50センチメートルまでの土壌（地表から深さ10メートルまでにある土壌に限る。）を採取すること。ただし、当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合には、地表から深さ5センチメートルまでの土壌（以下「表層の土壌」という。）及び深さ5センチメートルから50センチメートルまでの土壌を採取すること。</p> <p>二 前号ただし書の規定により土壌を採取した場合にあっては、採取された表層の土壌及び深さ5センチメートルから50センチメートルまでの土壌を、同じ重量混合すること。</p> <p>三 第4条第3項（同項第二号ロに係る部分に限る。）の規定により30メートル格子内にある2以上の単位区画が試料採取等区画である場合にあっては、当該2以上の単位区画に係る第一号の規定により採取された土壌（前号に規定する場合には、同号の規定により混合された土壌）をそれぞれ同じ重量混合すること。</p> <p>四 前三号の規定により採取され、又は混合された土壌に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の量を、環境大臣が定める方法により測定すること。</p> <p>4 土壌含有量調査の方法は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 前項第一号から第三号までに定めるところにより、試料採取地点の土壌を採取し、及び混合すること。</p> <p>二 前号の規定により混合された土壌に含まれる試料採取等対象物質の量を、環境大臣が定める方法により測定すること。</p>				
対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	有明海再生・環境課 交付機関 有明海再生・環境課	目次 NO	- 6